平成２７年（フ）第４２６３号
大阪市天王寺区上本町５丁目４番11―510号
債務者　嶋田　勝安
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９７号
大阪市東淀川区豊里４丁目５番15号コスモハイツ401号、前住所大阪市東淀川区小松３丁目４番１―414号
債務者　稲葉みのり（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５２号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目１番９―401号
債務者　山戸　真実（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７９号
栃木県真岡市長田469番地メゾンピュアリティⅠ棟101号、前住所栃木県真岡市熊倉３丁目２番地13
債務者　坂井ロナルドこと　サカイ　ロナルド
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６号
島根県益田市赤城町12番10号
債務者　三浦ユキエ
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前11時
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第１６５９号
神奈川県藤沢市立石２丁目４番23号
債務者　黒澤　研司
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７５６号
神奈川県大和市南林間６丁目10番２号　南林間きく202
債務者　江波戸里美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３９号
北海道旭川市東２条３丁目３番１号　田中マンション101号
債務者　鈴木　博美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４５号
北海道旭川市永山１条２丁目１番５号　ユーハイツ永山103
債務者　杉本　里奈（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５２号
北海道旭川市神楽岡８条４丁目２番11号
債務者　小野田勝美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６６号
東京都八王子市石川町2960番地７北八マンション301号
債務者　小杉　敏一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５３４号
静岡県島田市中河1071番地の１　レオパレスグランシアン104号室、旧住所静岡市駿河区池田981番地
債務者　戸塚　　衛
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４６号
静岡市葵区西千代田町９番29号　グリーンタウン202号、旧住所静岡市葵区若松町103番地の８
債務者　辻塚　　幸
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４７号
静岡市葵区西千代田町９番29号　グリーンタウン202号、旧住所静岡市葵区若松町103番地の８
債務者　辻塚美奈子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部